

事業年度等	・ ・	法人名	
-------	--------	-----	--

令二・四・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書									
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)			1	区 分		国外所得対応分	①のうち非課税所得分		
						①	②		
当期の法人税額の恒久的施設帰属所得金額の控除限度額の計算	当期の法人税額 (別表一の三「4」－別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)		2	当期の加外国源泉所得に係る減所得の金額の計算	国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額		16	円	円
	当期の恒久的施設帰属所得金額の調整 外国所得金額の計算	当期の恒久的施設帰属所得金額の調整 外国所得金額の計算	納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「7」)		17				
			交際費等の損金不算入額		18				
			貸倒引当金の戻入額		19				
					20				
					21				
					22				
					23				
					24				
					25				
					26				
			小 計		27				
			貸倒引当金の繰入額		28				
					29				
					30				
	31								
	32								
	33								
	34								
	35								
	36								
小 計	37								
仮 計 (16) + (27) - (37)		38							
非課税国外所得の金額 (38の②) (マイナスの場合は0)		39							
計 (38) - (39)		40							
当期に控除できる金額の計算	法第144条の2第1項により控除できる金額 (1)と(11)のうち少ない金額)	12							
	法第144条の2第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	13							
	法第144条の2第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	14							
	当期に控除できる金額 (12) + (13) + (14)	15							

II 地 方 法 人 税 に 係 る 外 国 税 額 の 控 除 に 関 す る 明 細 書

当期の控除対象外国法人税額 (1)	41	円	地方法人税額の計算	課税標準法人税額 (別表一の三「4」)	44	円 000
				恒久的施設帰属地方法人税額 (44) × (4.4%又は10.3%) - (((別表六(五)の二「5の③」) - (44))と0のうち多い金額) (マイナス の 場 合 は 0)	45	
法人税の控除限度額 (11)	42			地方法人税控除限度額 $(45) \times \frac{(10)}{(7)}$	46	
差引控除対象外国法人税額 (41) - (42)	43			外国税額の控除額 ((43) と (46) のうち少ない金額)	47	